

第54回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和4年3月2日(水)午後3時00分～午後4時30分 新発田市役所5階 会議室501	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 (1) 抽出工事等の審議について (2) 第55回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数4名)	委員長 海藤 隆之 (弁護士) (出席) 委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (出席) 委員 齋藤 直 (税理士) (欠席) 委員 渋谷 イミ子 (公募委員) (出席) 委員 佐藤 恭子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	令和3年9月1日～令和3年12月31日	
抽出案件	11件(対象工事総件数74件) (第53回新発田市入札監視委員会審議漏れ1件含む)	
制限付 一般競争入札	9件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下紫複第5号 紫雲寺藤塚浜処理分区(889他)管渠工事 ・ 教受第15号 青少年健全育成センター冷暖房設備(GHP-1)更新工事 ・ 教受第9号 新発田市民文化会館主幹調光器盤改修工事 ・ 教受第17号 藤塚小学校公共下水道接続工事 ・ 特加補第1号 加治川第2処理分区(518他)管渠工事 ・ 教受第19号 大島体育館便所改修機械設備工事 ・ 教受第20号 西部分館解体工事 ・ 配水第5号 荒川増圧ポンプ場屋根防水工事 ・ 改整第2号 配水管入替3-2工区(開削)工事

	公募型 指名競争入札	0件	
	通常 指名競争入札	0件	
	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第13号 新発田市民文化会館舞台機構設備改修工事 ・ 教受第14号 新発田市民文化会館大ホール音響設備改修（2期）工事
委員からの意見・質問、 それに対する回答		別紙のとおり	
委員会による意見の具 申内容		特になし	
その他		傍聴者4名	

意見・質問	回答
<p>1 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>① 第2三半期の契約等の状況</p> <p>② 随意契約案件</p> <p>・ 教受第13号 新発田市民文化会館舞台機構設備改修工事</p> <p>契約金額が高額であるため、この契約額が妥当かどうか判断する際に比較対象が必要と考える。比較対象があれば教えていただきたい。</p> <p>今後の新発田市民文化会館の改修について、時期や内容について見通しはお持ちか。</p>	<p>委員1名が欠席であるが、委員5名中4名の過半数の出席で委員会が成立していることを報告する。</p> <p>・ 事務局から資料に基づき説明</p> <p>・ 事務局及び工事担当課、工事予算課から資料に基づき説明</p> <p>第53回の入札監視委員会で審議すべき随意契約案件1件が審議漏れとなっていたため、第54回入札監視委員会審議対象随意契約案件の前に審議をお願いしたい。</p> <p>随意契約理由にも記載したとおり、施設建設当初から三精テクノロジーズ(株)と一緒に舞台装置の安全点検等を進めてきた。三精テクノロジーズ(株)の製品を使っていることもあり、今回の工事で設備全てを撤去処分して新しいものに変えるわけではなく、既存の設備を利用しながら利用可能なものは利用しながら改修を行った。そのような事情から比較検討は行っていない。</p> <p>新発田市民文化会館は、長寿命化工事ということで改修工事を今年度終了の予定で行ってきている。舞台機構設備改修工事は長寿命化工事のひとつであり、基本的には使用目標年数を今後20年延長させることを見込んで更新している。今年度で当面の長寿命化改修工事は終了したため、今後の工事については見込んでいない。</p>

意見・質問	回答
<p>③ 一般競争入札案件</p> <p>審議案件の抽出は、基本的には金額が高いもの、あるいは落札率が高いものから抽出した。</p> <p>・教受第20号 西部分館解体工事</p> <p>3者が参加申請をし、1者が辞退、1者が失格という状況になっている。どうして失格及び辞退したのか状況を詳しく説明していただきたい。</p> <p>1者が辞退、1者が失格となった結果、随意契約とほぼ同じ状況となっており、資格審査要件において入札参加者が最低10者以上見込まれるよう設定したとあるが、その要件を満たす案件は少ない。入札参加者を最低10者以上見込んでいても、失格や辞退する業者が出てくるのであれば、この要件がもう少し効果的に機能するために対策を立てねばならない。今後の対策はあるか。</p>	<p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>入札の結果、(有)渡辺研り工業を落札候補者としたが、落札候補者に対して行う資格審査において、必要書類である経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の有効期限が切れていたため失格となった。その結果、次順位の(株)下越総合開発が落札候補者となり、資格審査を経て契約に至った。</p> <p>以前から市内に主たる営業所を有するものという条件に対し議論はある。実際に他県ではこの条件に対し、訴訟になったものもある。地元でできるものは地元で、できないものは市外でという内規的なものを設けて入札しているとのことで、指名されなかった業者が訴訟を起し、自治体が敗訴している例もある。当市においては、市長も公正性を保つのは重要であるが、地元経済の発展に寄与するのもまた一つの重要な部分であると議会で答弁している。契約検査課もその趣旨に沿って入札を行っているが、物品契約で条件を絞りすぎた結果、参加者が1者しかいないという事例もあった。市長が議会で上記の答弁をしているため、市長に掛け合い、競争性が保てないという理由で新発田市内に限定せず、県内、あるいはより広域の地域まで広げることの了解を得て地域要件を広げたケースもある。そのような事例を考えると、ご指摘のとおり、実質入札参加者が1者しかいない状況であると、競争性の確保という面で問題があるため、今後そのような状況が予想される場合には、地域要件を広げることも考えな</p>

意見・質問	回答
<p>抽出事案説明書に失格者が出た場合の理由対応欄がある。今の検討内容は本来ここに書くべき内容かと考えるがいかがか。</p> <p>・教受第9号 新発田市民文化会館主幹調光器盤改修工事</p> <p>入札公表結果調書の価格評価点において3者中2者が0点になっているが、価格の条件をクリアできない場合は0点になるという理解であって、この案件では1者しか残っていない。残った1者の技術評価点は他と比べて比較的低い数値である。技術評価点の取扱いは、下紫複第5号 紫雲寺藤塚浜処理分区(889他) 管渠工事では決定した業者が技術評価点の最も高い業者であり、技術評価点が高く、価格の条件もクリアしており総合評価点も高いということになる。教受第9号 新発田市民文化会館主幹調光器盤改修工事のように価格の条件をクリアすることができず、技術評価点が他と比較して低い1者しかない状況になった場合の扱いを疑問に思う。総合評価方式評価項目(簡易実績型)の注釈で「技術評価点が0点に満たない者は、入札を認めない」との記載があり、0点は入札の参加が認められないが、どこかに配点が入り、0点を上回ると参加資格があると理解した。価格の条件がクリアできない業者が0点というのは、当然事業の予算の関係上必要なことかと思う。技術評価点が高い点数であっても価格の条件をクリアできない業者が多く、技術評価点の低い業者から選ばざるを得ない状況に</p>	<p>ればならない。だが、逆に県内に地域要件を広げると、大手企業の新潟営業所と地元企業が競争することになるというデメリットもある。そういったことも総合的に視野に入れながら今後の検討材料とする。</p> <p>ご指摘のとおり。以後、失格者が出た場合は、指定の欄に記載する。</p> <p>総合評価落札方式で発注した案件については、価格も重要であるが高い技術力を持った業者に施工していただきたいという市の意向がある。結果として教受第9号 新発田市民文化会館主幹調光器盤改修工事のような場合もあるが、現在市が行っている総合評価落札方式は、試行であり様々なパターンが今後出てくると考えている。それをどうやって改善していくかということも踏まえた形での試行であるので、今後このようなケースもひとつのパターンとして検討していきたい。</p> <p>ご指摘のとおり、価格が低だけでなく、技術力の高い業者が落札するのが理想であり、総合評価落札方式の目的のひとつである。この工事そのものが総合評価落札方式に馴染む工事だったのかということから研究しなければならない。総合評価落札方式は試行であり、検討の余地はあると考える。</p>

意見・質問	回答
<p>問題はないと考えているのか、あるいは、何か疑問点や改善の視点等考えていることがあれば教えていただきたい。</p> <p>特に例外的な事例を基準にし、その他多数の選定が歪んできてもまたよろしくない。このような事例も起きうるということで、試行過程の中で検討いただきたい。</p> <p>(2) 第55回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>(3) その他 第55回委員会開催日程について</p> <p>5 閉会</p>	<p>第55回委員会の抽出は齋藤委員とする。</p> <p>第55回委員会は、令和4年6月22日(水)15時開催とする(会議室601)。</p>